

第28回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年7月1日(金) 16:30~17:30

2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松毅

(委員) 縣公一郎

(専門委員) 小針美和、西郷浩、納口るり子

(審議協力者) 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、千葉県、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議 事 録

廣松部会長 定刻になりましたので、ただいまから「第28回産業統計部会」を開会いたします。

今回は農業経営統計調査の変更に関する審議の最終回となります。

それでは、まず本日の配布資料について、総務省の金子調査官から説明をお願いします。

金子調査官 総務省の金子でございます。本日付けで吉田の後任となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私の左隣は、内山の後任の佐藤で、本日付けで代わっております。よろしくお願いいたします。

資料の方でございますが、お手元に、資料1として「第27回産業統計部会結果概要」、資料2として「諮問第36号の答申 農業経営統計調査の変更について(案)」をお配りしております。

資料1の前回部会の結果概要については、既にメールで御確認いただいているところですので、説明は割愛させていただきますが、参考までにお配りしているものでございます。

今回は答申案の審議をお願いするということで、資料2として答申案をお配りしております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

廣松部会長 お手元の資料、よろしいでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。前回の部会までで予定をしておりました論点の審議をすべて終えておりますので、本日は答申案の審議を行いたいと思います。答申案

は資料2でございます。

なお、答申案については、事前に皆様にお送りしておりますので、読み上げは省略させていただきます。

まず、答申案の構成について御説明いたします。答申案は前文のもとに、「1 承認の適否」及び「2 理由等」が続く構成となっております。これは新しく統計委員会になってからの慣例となっているものでございます。

「1 承認の適否」については、統計委員会として承認を適当と考えるか否かの判断を記載し、「2 理由等」にはその判断の理由や計画の修正すべき点を記載しております。

「1 承認の適否」につきましては、「2 理由等」の検討を行った上で確認をさせていただきたいと思っておりますので、まず「2 理由等」を御覧下さい。

「2 理由等」では、総務省政策統括官室の審査メモに基づき、本部会で審議した各論点につきまして、判断の理由や計画の修正点を記載しております。

最初に、理由等の「(1) 調査体系の変更」についてです。この部分には論点が二つございます。

まず、第1番目の「ア」についてですが、今回示された変更計画では、一般統計調査として実施されています「なたね、そば等生産費調査」のうち、個別経営体に係る部分について本調査に統合することとされております。

これにつきましては、これまでの審議の結果として御了承を頂いておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。文章も含めまして、御検討いただければと思えます。よろしいでしょうか。

廣松部会長 ありがとうございます。それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、論点の2番目、「任意組織経営体を対象とする調査の重点化」ということであり、「イ」の部分です。今回示された変更計画では、「営農類型別経営統計に係る調査のうち、任意組織経営体を対象とする調査について、水田作を集落営農として行っている経営体だけに重点化する」ということとされております。

これにつきましても、これまで審議の結果、御了承いただいておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

廣松部会長 それでは、この「イ」に関しましても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、1ページ目の下「(2) 標本設計の変更」のところでございます。この部分に関しての論点は四つございます。まず、「ア」ですが、本調査は従前から農林業センサスの結果から得られる情報を母集団としておりますが、今回示された変更計画では2010年世界農林業センサスのデータが整備されたため、当該情報に基づき、標本設計を見直す

こととされています。これにつきましては、これまでの審議で特段の御異論はございませんでしたので、2ページ目の上から2行目でございますが、適当としております。この部分に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

廣松部会長 ありがとうございます。では、標本設計のうちの「ア」の部分、母集団情報の更新につきましては、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、「イ 標本設計の基本的な考え方の変更」でございます。農林水産省では従前、経営規模の比較的大きな「担い手」層の精度が高くなるように標本設計を行ってまいりましたが、平成24年調査では経営規模にかかわらず、いずれの階層についてもよりの確なデータが把握できるように改めるという計画をしております。

これにつきましても、これまでの御審議で特段の御異論はございませんでしたので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。委員の方、専門委員の方、特に御意見はございませんでしょうか。

納口専門委員 すみません。少し気になることがあります。大方こういう議論だったかとは思いますが、この二つ目のパラグラフに「経営規模の大小を問わない戸別所得補償制度に対応し」とございますので、もし戸別所得補償制度、あるいは政策的な支援の方法が変わった場合に、再度標本設計を変えるということになるわけですが、その点についてはよろしいのでしょうか。

つまり、議論の中でそもそも標本設計自体は、各層からきちんと統計的に支障がないようなサンプリングをして、その後の使い方というか、その部分で政策に合ったモディファイをすればよいのではないかというようなお話も若干あったように記憶しております。

このように書かれると、政策が変わればサンプリングの方法が変わるということになるわけですが、その点よろしいのかどうか、確認をさせていただければと思います。

廣松部会長 確かに御指摘のとおり、このままの表現だと、戸別所得補償制度が変わると、標本設計の考え方も変えなければいけないような表現になってしまいますが、この点いかがですか。西郷専門委員。

西郷専門委員 今回御提案いただいたものは、層別の仕方を、政策が変更されても、大きい方にフォーカスが当たっても小さい方にフォーカスが当たっても、あるいは両方にフォーカスが当たっても対応ができるような層別というものをお考えいただいたと、私は理解しています。

変えるということは、おそらく層別は変えないで、層別の中のサンプルサイズを変更することによって、どのようなニーズにも応えられるようにしたというように私は理解していますので、サンプリングの方法の変更というものが、サンプルサイズを変更するだけという状態を含むのか、含まないのかによって違うと思いますが、私自身は層別までまた細かくやり直すというのではなくて、たとえ政策の変更があったとしても、サンプルサイズの加減、調整で対応するものと理解しておりますが、それでよろしいですか。

そうすると、サンプルサイズの変更というものをサンプリングの方法の変更というように表現するのか、表現しないのかという、それだけの問題になるかと思えます。

廣松部会長 ありがとうございます。私も今、西郷専門委員がおっしゃったように理解をしているのですが、農林水産省、よろしいですか。

前原課長 全くそのとおりです。

廣松部会長 そうすると、「経営規模の大小を問わない」というこの修飾語を少し移した方がよろしいのでしょうか。

小針専門委員 恐らく「経営規模の大小を問わない戸別所得補償制度」という、上の従前の政策ではこうだったものを今回政策をこのように変えるということを目的にこういう層別に変更しますという形にするのか。純粹にサンプルの取り方を変えるのかというところ、どちらにフォーカスするのかによるのかというようにも思いますが。

廣松部会長 そうですね。

少なくとも基本的な考え方としては、先ほど西郷専門委員の方から言っていたとおり、設計そのものは、今までの比較的大きな担い手層に焦点を当ててではなく、精度を確保できるような形に作るということであって、その意味で、確かに最初のパラグラフにある「経営規模にかかわらず、いずれの階層についてもよりの確なデータが把握できるように改める」というのが本旨だというように考えております。

その意味では、その次のパラグラフの「経営規模の大小を問わない」という言葉を取ってもよいように思います。具体的には、「これについては、戸別所得補償制度に対応し、当該制度の設計・運用のために適切なデータを提供することができるものであり、適当である」ということではいかがですか。

西郷専門委員 「提供することができるようにするものであり」というところを、「提供できるものであり」と変更するという御意見ですか。

廣松部会長 はい。いかがでしょうか。

もう一度確認いたしますと、2番目のパラグラフですが、「これについては」、その次の「経営規模の大小を問わない」というところを取って、「戸別所得補償制度に対応し、当該制度の設計・運用のために適切なデータを提供することができるものであり、適当である」。よろしいでしょうか。

成瀬課長補佐 「戸別所得補償制度にも」と「も」を入れてもらってはどうですか。最初のパラグラフのところは、我々の考え方でこれをやった結果、戸別所得補償制度にも対応しているので適当であるという形で、「も」を入れていただいた方がよいように思うのですが。

廣松部会長 というお申し出ですが、よろしいでしょうか。

それでは、もう一度確認をいたします。2番目のパラグラフのところは、「これについては、戸別所得補償制度にも対応し、当該制度の設計・運用のために適切なデータを提供することができるものであり、適当である」。よろしいでしょうか。

廣松部会長 では、「イ」の部分の第2パラグラフに関しては、今申し上げましたような形で修正させていただきたいと思います。

続きまして、「ウ 米、小麦及び大豆の生産費に係る調査の標本数の拡充」でございます。今回示された変更計画では、生産費統計に係る調査のうち、主要作物である米、小麦及び大豆について標本数を拡充することとされております。これにつきましても、これまでの審議で特段の御異論がございませんでしたので、適当としておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

廣松部会長 ありがとうございます。では、この部分については、当部会として了承したということにさせていただきます。

続きまして、「エ 東日本大震災への対応」のところですが、標本設計についての、最後の論点の「エ」のところ。「東日本大震災に対応して、平成24年の変更計画の実施までに、調査対象から除外する被災地域を集落単位で整理し、母集団情報を補正した上で、標本を再配分することを計画している」とされております。これについても、これまでの審議で特に御異論はなかったように思いますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

廣松部会長 ではこの部分に関しても、当部会として了承ということにさせていただきます。

なお、手続的な話ですが、今後、農林水産省において標本数を再配分し、後日、総務大臣に再度申請がなされることになるとと思いますが、それは本部会です了承された考え方に沿って具体化されたものであると判断できますので、については標本数の再配分についてのみの検討に関しては改めて統計委員会に付議されることなく、総務大臣の承認手続のみで処理することにいたしたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

この手続に関しては、既に慣例化されており、幾つか前例がございますので、特に手続上の問題は起こらないと判断をいたしております。

よろしいでしょうか。大きな「(2) 標本設計の変更」に関する4点についてでございますが、その「イ 標本設計の基本的な考え方の変更」のうち、2番目のパラグラフについては、先ほど申しました修文をいたしますが、他の点に関してはいかがでしょうか。

特に御意見はございませんでしょうか。あるいは、後ほど全体を通した形で御意見を頂ける時間を作ればと思っておりますので、そのときにもし何かございましたら御発言いただければと思います。

それでは、続きまして「(3) 調査事項」でございます。

今回示された変更計画では、調査事項を変更することは予定されておられません。しかしながら調査事項やその構成について審議をした結果、「調査票の一つである『現金出納帳』

における『農外収支』、『事業外収入』及び『事業外支出』の区分及び当該区分中の項目の構成については、記入しやすい調査票とする」とされました。これにつきましては、委員の方々からもいろいろ御意見を頂き、公表する際の表章項目との整合性を図る等の観点から、現金出納帳のこの部分に関しては、整理をする必要があるということにしております。

この点に関して何か御意見ございますか。具体的な現金出納帳の形に関しては、既に前回御提示いただき、委員の方々の御了承いただいたと判断いたしております。よろしいでしょうか。

廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、「(4) 調査票の変更」でございます。今回示された変更計画では、「調査票の一つである『経営台帳』について、一つの簿冊となっていたものを、個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体といった経営形態別に分割すること」が計画されております。これにつきましては、これまでの審議で特に御異論はございませんでしたので、2ページの一番下でございますが、「報告者の負担軽減を図る観点から、適当である」と判断をしております。この点はいかがでしょう。

納口専門委員 「てにをは」だけですが、一番下から2行目で、「協力が得られる報告者については自計方式が導入されていることを踏まえ」ではないでしょうか。

廣松部会長 そうですね。「を」が抜けている、脱字ですが、補うことでよろしいでしょうか。

特に御意見ございませんので、この部分についても当部会として了承したとさせていただきます。

続きまして、3ページ「(5) 調査方法の多様化」でございます。この部分に関しては論点が二つございます。まず「ア 決算書類等の活用」ですが、今回示された変更計画では、協力の得られる報告者について、調査票の提出に代えて、決算書類等を郵送等により農林水産省に提供してもらい、同省職員がその事務室において調査票を作成する方法を導入することとされております。

これにつきましては、幾つか明確化をするための御意見はございましたが、特段の御異論はなかったように思いましたので、適当としておりますが、この点に関してはいかがでしょうか。特に調査対象者の方に書類が手元に残るような形の提出をお願いして、それに基づいて調査票を作成するというところでございますので、問題はないと考えております。よろしいでしょうか。

小針専門委員 一つよろしいでしょうか。ここでいう「協力の得られる報告者」と「全ての報告者」との違いは、どういう形になるのでしょうか。協力の得られない報告者というものはあるのかなど。というのは、その下(6)のところには、「全ての報告者を対象に」という形になっているためです。

成瀬課長補佐 「協力の得られる報告者」と「全ての報告者」の違いは、例えば決算書類等の活用が導入されれば、決算書類は出すが、調査票を提出することは嫌だという方もかなりおられると思います。一方で、自分で調査票を書いて提出はしますが、決算書類は出せないという方もおられます。このような方について、そういった意味では「協力が得られる報告者」ということになろうかと思えます。

オンラインも同様です。オンラインで回答してもよいという方も中にはおられますが、オンライン調査そのものに協力できないという方も中にはいるのではないかとということで、全てというわけではありません。

「(6)」の「報告者への還元資料の充実」のところの「全て」は、私どもからすると、全ての調査対象に対して還元資料を提供していきますという意味合いで使っているものでございます。

廣松部会長 私も(5)の「ア」と「イ」のところにあります「協力の得られる報告者について」及び「協力の得られる報告者対して」という言葉は、それぞれ決算書類等を提供することについて協力の得られる報告者、オンライン調査に協力が得られる報告者と読んだですが、そこをもう少し明確にした方がよろしいでしょうか。

小針専門委員 調査に当たって、決算書類等は基本的に提出してもらおうということになるわけではない、つまり自分で調査票に書かずに決算書類等を提出するという形で協力をしてくれるという意味での協力をどうとらえればよいのかということかと思えます。

廣松部会長 調査そのものに協力しない場合というのはあり得ず、当然のことながら、調査そのものには協力をさせていただくということですので、今の表現は余りよくないかもしれせん。

成瀬課長補佐 これまでは、例えば実際に決算書類等を送るという行為そのものは、調査要領の中では認めていなくても、実際上は職員が行ったときに決算書類等を転記させていただいておりました。そこまでなら協力してくれる方はたくさんおりましたが、今度は、行くという行為をなるべく少なくして、郵送化を進めていくためには、その中で更に協力してくれる方、決算書類等を送ってもよいという方がおられれば、その分を送ってもらうことによって調査の効率化を図ろうという意味での、「協力が得られる報告者」と御理解いただければと思えます。

廣松部会長 そこをもう少し明確にした方がよいという御意見であれば、少し修文をした方がよろしいでしょうか。

縣委員 その後ろに「協力」の内容が敷えんされているので、前に形容詞をつけると重複になるのではないかと。

廣松部会長 そういう印象を受けますね。

小針専門委員 単純には「ア」のところは、「協力が得られる報告者」は要らないのではないかと。調査票に書いてもらうのではなく、決算書等を送ってもらって調査票を作成するというのであれば、「協力が得られる」という文言はなくてもよいのではな

いかと考えます。

成瀬課長補佐 なくても通じるかもしれない。

廣松部会長 とは言いつつ、調査対象全員の方にこれを強制するわけではなくて、まさに協力していただける方にのみこういう方法を採用ということだと思いますが。

縣委員 このままでも、分かるのではないのでしょうか。

廣松部会長 よろしいでしょうか。

納口専門委員 決算書を送っていただいて、それを転記させていただくということですが、多分経営者にとっては決算書を外に出すというのは、かなり慎重に対応される方もおられると思いますので、やはり表現を和らげる意味でも、この「協力が得られる報告者について」とした方が、公権力の乱用と思われてしまってもいかなものという意味でもよろしいのではないかと感じます。

廣松部会長 いかがでしょうか。

小針専門委員 よろしいかと思えます。

廣松部会長 よろしいですか。ではここで言う「協力が得られる報告者」という意味は、先ほど実施者の方から説明いただいたような内容であるということを確認したということで、この部分は、原文どおりで了承いただいたということによろしいでしょうか。

廣松部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、「イ オンライン調査の導入」でございます。今回示されました変更の計画では、まさにオンライン調査に協力してもよいという意味で、「協力が得られる報告者に対して、表計算ソフトで作成した調査票を電磁的な媒体として提供」し、それを入力して報告してもらうこと。それから「従前、郵送又は職員の訪問により提供を受けていた普及会計ソフトのデータなどについて、インターネット回線を通じて農林水産省に提供することを可能とすること」。この2点の変更計画に書かれています。これにつきましてはいかがでしょうか。

縣委員 その部分については特にありませんが、一般論として最後の行に「通信上の秘密保護も確保されている」という表現について、前回伺ったところでは、IDとパスワードを農林水産省の方から配るということでしたが、そのやり方で従来もほかのオンライン調査を導入したときに、同じようなやり方でなさっているのですか。それで特に問題はなかったかということについて、お教え願いたいのですが。

廣松部会長 いかがでしょうか。

前原課長 私も前の課ですが、オンライン調査を二つほど行ったときと同じようなやり方です。統計部全体としてオンラインは政府全体の推進ということで、オンライン調査を進めておりまして、そのときのセキュリティ確保の条件と同じでございます。オンライン調査自体が10年も20年もということではなく、ここ5～6年だと思いますので、その間は、特に問題になったとは聞いていないわけでございますけれども、そういう秘密保護の

手法について御説明を、これまでのオンライン調査と同様な手法を御提示させていただいたということでございます。

縣委員 過去それでうまくいったということでもよいと思うのですが、いたちごっこですから、常に精度を上げていかないとどんなことが起きるか分からない。他方、公的認証制度みたいなものを活用しようとする、完全にハードルが高くなってしまい、それも行き過ぎのように思うので、何か適切なところで常に対応できればという趣旨で伺いました。

前原課長 分かりました。

納口専門委員 「通信上の秘密保護も確保されていることから」と書いているが、これはあえて書かなくてもよいのではないか。今の委員の御意見からすると、恐らく本当に通信上の秘密保護も確保されているとは断言できないわけであり、また、秘密保護を確保するような手立てをすることは当然のことですから、それは裏にあることとしてあることですから、書くことにより、むしろ本当にそうなのという感じがいたします。

廣松部会長 いかがでしょうか。

縣委員 同感です。

廣松部会長 その意味で、今の納口専門委員からの御提案は、一番最後の行の「加えて、通信上の秘密保護も確保されていることから」というところを削除するという御提案だと思いますが、いかがでしょうか。

特に御異論ございませんか。事務局から何かもし御意見あれば、お願いします。

金子調査官 確かに御指摘のように、「秘密保護も確保されている」というところまで断言してしまうと、実際完璧なのかという疑念を持たれる可能性があるかなとは思いますが、しかし、その一方で、全面的に削除してしまうと、この点について十分議論されたのだろうか、あるいは適切な措置がなされているのだろうかという疑問を持たれる可能性もあります。したがって、実際の報告者にはなかなか見えないようなところについてもきちんと検討していることを印象づけるためには、多少表現を変えるにしても、記述としてはあつた方がよいのではないかと考えます。「確保されている」というところまで言ってしまうと、いささか強過ぎるかなという感じがしないでもありませんが。

例えば、秘密保護のための措置も講じられているとか、確保されているというよりは、こういうことも可能なぎりぎりきちんとやっていますというような表現ぶりは残した方がよいのかなという気がいたします。

廣松部会長 ちょっと、揚げ足取りになるかもしれませんが、「通信上の秘密保護」というものは、どちらかというキャリアがやるべきことであって、その意味ではもう少し広い意味で言うと、セキュリティの確保に関して、十分考慮されていることからと言った方がよいのではないか。どうも通信上の秘密保護というと、要するに回線のところだけしか考えていないような印象も受けます。

書きぶり後ほど改めて少し考えたいと思いますが、今のところを修文するとすると、下

から2行目のところ、「農林水産省と報告者との間で、データの迅速なやり取りを可能とするものであり、加えて、セキュリティの確保についても十分考慮されていることから」といった感じでしょうか。

小針専門委員 よろしいですか。文書の作り方だと思いますが、「加えて」という形になっていますが、「報告者の負担軽減に資する」や「やり取りを可能にする」というものと、その次のセキュリティの問題は違うものなので、書くのであれば分けて書いた方がよいのではないかと思います。

廣松部会長 分けるということは、文書を一旦切ってということでしょうか。

小針専門委員 その方がよいのではないかとことです。利便性なりメリットの部分と、実際にこういう方法を使った場合にセキュリティに関しても考慮する仕組みにしているということは、中身が別なことだと思うからです。

廣松部会長 修文自体が今すぐには思い浮かびませんが、今、事務局の方の提案は、「加えて」のところを上に行にある「農林水産省と報告者の間で」と「データの迅速なやり取りを可能とする」の間に入れるというものです。具体的に説明いただいた方がよろしいかと思います。

金子調査官 ここについては、いわゆるオンライン調査導入の妥当性の理由づけということで、報告者の負担軽減と、データの迅速なやり取りという調査の効率化について記載しているものと思います。「加えて」以降は、データのやり取りに当たって心配されるような部分についても配慮しているということを書いているわけですから、むしろ紛れがないように、「加えて」以下の部分は、「データの迅速なやり取り」の前に修飾的に入るのがよいのではないかと。例えば個別具体的に言えば「農林水産省と報告者との間で、秘密保護を十分図りつつ、データの迅速なやり取りを可能とするものであり」といった形で挿入したらよいのではないかと考えた次第です。

廣松部会長 いかがですか。

そうすると、今、案として出されましたものは、「農林水産省と報告者の間で、秘密の保護を図りつつ、データの迅速なやり取りを可能とするものであり、適当である」ということでよろしいでしょうか。

縣委員 部会長、セキュリティという言葉の方がよいと思います。セキュリティ確保といった言葉とか。

廣松部会長 その点は、文章を事務局と一緒に考えることにして、修文するというようにさせていただきます。

では、時間の関係もございますので、その下、(6)番を最初に御議論いただいた上で、(5)イのところに戻りたいと思います。

「(6)報告者への還元資料の充実」ということでございますが、今回示されました変更計画では、「全ての報告者を対象に、農経調の結果について、時系列比較、全国又は同一地域の同一規模階層比較等が分かりやすく把握できるような資料を、報告者の希望に応

じて提供する」ということになっております。

これについては、これまでの議論で特に御異論はございませんでしたし、どちらかという
うと高く評価していただきましたので、適当ということにしております。この点よろしい
でしょうか。

縣委員 内容には全く異論がありませんが、この間、偶然ほかの会議で情報通信の分野
で生産ラインに関わる人たちに聞くことができました。統計を作っている方ではありません
が、やはり、そういうことはなさっていないということでした。

それでコメントとお願いですが、結局どうしてそういう違いがあるのかと考えたときに、
市場の構造が違って、ほかの省の場合ですと、いろんな統計を出したことで大体いろ
いろなことが分かってしまうという性格のものだったかもしれません。

他方、私はこの農業生産分野のことはよく分かりませんが、非常に生産者の規模が小さ
くて、個別の統計をむしろ出さないと、今の状況が分からないということがあるのかなと
感じました。それをどう思われるかということが一つです。

これは今部会長が仰せのとおりで非常に意義深いことであると思いますので、実施され
て何年か後にモニターといいますか、これを行ったことによって、どういう影響とか意義
があったか、あるいは、報告者の方々がどう反応されたのか、どう受け取られているのか
ということをお教えいただければと思います。

というのは、ほかの分野でもそういうことを実施した方がよい可能性があるわけで、今
現在どこにもないとは言いきれないわけですが、前回聞いた範囲ではなかなかないだろう
ということでしたので、もしよければ是非シェアすべきことだと思うので、これの影響に
ついて、ある程度の年限が経ったら成果などをフォローし、明らかにしていただければと
思います。

廣松部会長 ありがとうございます。その点、実施者の方で、よろしく願いたいし
ます。

成瀬課長補佐 分かりました。

廣松部会長 さて、それで(5)イに戻りまして、何か候補の文案がございませんでし
ょうか。

今のところを単純にもう一度繰り返しますが、下から2行目。「農林水産省と報告者と
の間で、セキュリティを確保しつつ、データの迅速なやり取りを可能とするものであり、
適当である」。いかがでしょうか。

縣委員 それは部会長に一任いたします。

廣松部会長 そこはもしよい案文がございますれば、頂ければと思いましたが、ではお
任せいただくことにしたいと思います。

ということで一とおり「2 理由等」のところに関して御審議いただき、適当である
という判断に関して御了承いただきました。

小針専門委員 1点だけ細かいことで、言葉の確認ですが、戸別所得補償制度は、今の

段階で言うと戸別所得補償制度という形でいいのか。「農業者」が「戸別所得補償制度」の前に付くのかということは、考慮しなくてよいのでしょうか。

成瀬課長補佐 今は「農業者」が付きます。

小針専門委員 農業者戸別所得補償制度の本格実施という言われ方が、今いろいろなところでされているような気がします。

前原課長 それは「農業者」という言葉を入れた方がよいということですか。

小針専門委員 農林水産省では、戸別所得補償制度というものを外に向けて説明をするときに、戸別所得補償モデル対策から、今は農業者戸別所得補償制度の本格実施という言われ方をされていると認識しております。戸別所得補償制度の言葉の使い方についてです。

前原課長 私は戸別所得補償制度で構わないと思います。

小針専門委員 それは正式見解がないのであれば。

前原課長 正式見解というか、省では一般的に戸別所得補償制度です。

小針専門委員 言っている。

前原課長 ではないかと思います。定義上、昨年場合は、米モデルに関する戸別所得補償制度、今年場合は、今おっしゃったような、畑作も含めた農業者戸別所得補償制度ということですので、農業者という言葉を入れるかどうかということをおっしゃっているわけですね。

小針専門委員 政策的に使うもので表現として戸別所得補償制度というのが、一般的という言い方は変なのですけれども。

前原課長 一般的ではないかと思います。

小針専門委員 であれば。制度名との関わりというか、今の要項、要領上だとどうなりますか。

前原課長 そこまでこだわる必要はないのではないかと思います。

小針専門委員 分かりました。

廣松部会長 よろしいでしょうか。

それでは、冒頭に申し上げましたとおり、「2 理由等」のところを、集約する形で、「1 承認の適否」において、今回の農業経営統計調査の変更については、承認して差し支えないと結論付けております。これに関しまして、当然ながら「2 理由等」のところでは計画の修正が必要とされた箇所、具体的には現金出納帳の構成の整理といった部分になりますが、それについては、農林水産省で適切に対応していただけるということを条件に、承認して問題ないとするものでございます。この点に関しまして、承認して差し支えないという結論に御異議ございませんか。

廣松部会長 ありがとうございます。

では、御異議ないものとして、「1 承認の適否」に関してはここにございますとおり、変更を承認して差し支えないことにさせていただきたいと思います。

先ほどの(5)調査方法の「イ オンライン調査の導入」の最後の部分の修文に関しては、今すぐよい文章が思い浮かびませんので、申し訳ございませんが、私の方でしかるべく対応させていただきますので、その前提でお考えいただければと思います。よろしいでしょうか。

廣松部会長 特に御意見ございませんでしょうか。それでは、答申案に関する審議は以上でございます。なお、当然のことですが、修正を行う部分、今の(5)イのところですが、修正を行った後の文章に関しましては、後日皆様の方に御連絡いたします。一応その部分の修正のみでございますが、しかるべき修正を行うことを前提に、本部会としてこの答申案全体を御了承いただいたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

廣松部会長 どうもありがとうございます。それでは、この御了承いただきました答申案は、所要の修正をした後、7月22日金曜日開催予定の統計委員会に提出し、今回の部会の結果概要と併せて私の方から報告をすることにしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

今回の農業経営統計調査の変更についての審議は、これで終了といたしますが、これまでの審議に関しまして何か御意見、御感想、あるいは調査実施部局に対して御要望等がございますか。先ほど縣委員からは、提供した後の効果等に関して十分フォローしてほしいという御要望がございました。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今、申し上げましたとおり、本部会における農業経営統計調査の変更についての審議は、これをもって終了させていただきます。

4月から4回にわたりまして皆様に御審議いただいた結果、本日答申案をまとめることができました。各委員、専門委員を始め、御参加いただいた皆様に、部会長として厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。事務局の方から何かありませんか。

それでは、これで農業経営統計調査に関わる部会審議を終了いたします。どうもありがとうございました。